

木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助希望者を募集します

町では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方を対象に「茨城県木造住宅耐震診断士」の派遣及び耐震改修費の補助を実施しています。

耐震診断士派遣事業

耐震診断士派遣事業とは、町内の木造住宅の所有者が耐震診断を受ける場合、耐震診断士を派遣して派遣費用の一部を補助している事業です。

申込資格	木造住宅の所有者 兼居住者 で、町税等を滞納していない方
対象となる住宅	☆次に掲げる 全ての要件に該当 すること☆ ① 町内 にある一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅以外の用途の床面積が半分未満のもの） ②丸太組構造及び型式適合認定によるプレハブ工法 以外 により建てられたもの ③階数が2階以下かつ延べ床面積が30平方メートル以上のもの ④ 昭和56年5月31日以前 に適法に着工されたもの ⑤東日本大震災により被災した住宅で、罹災証明が半壊以上でないもの
申込期間	6月2日(月)から10月31日(金) まで 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く
診断費用	申込には 自己負担額として2,000円 がかかります

耐震改修設計と耐震改修工事

耐震改修設計とは、耐震診断士等が診断した結果から、補強するための設計書を作成することをいいます。
耐震改修工事は、その設計書を基に、基礎や土台、柱、筋交い、梁、壁等を補強する工事のことをいいます。

申込資格	木造住宅の所有者 兼居住者 で、町税等を滞納していない方	
対象となる住宅	☆次に掲げる 全ての要件に該当 すること☆ ① 耐震診断士派遣事業の対象となる住宅の全ての要件 に該当すること ②設計を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③工事を行う場合は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断され、改修設計後の上部構造評点が1.0以上となるもので、改修工事により上部構造評点が1.0以上になるもの ④ 令和8年2月末日 までに設計または工事が完了するもの	
申込期間	6月2日(月)から8月29日(金) まで 午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く	
補助金額	耐震改修設計 設計に要する費用の 3分の2 (限度額： 100,000円)	耐震改修工事 工事に要する費用の 23% (限度額： 230,000円)

補助件数と申込受付

補助件数
耐震診断士派遣事業 2戸
耐震改修設計 1戸
耐震改修工事 1戸
(全て**先着順**となります)

申込受付及び問合せ先

申込受付
茨城町役場 1階 都市整備課 (10番窓口)

【問合せ先】 都市整備課 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116

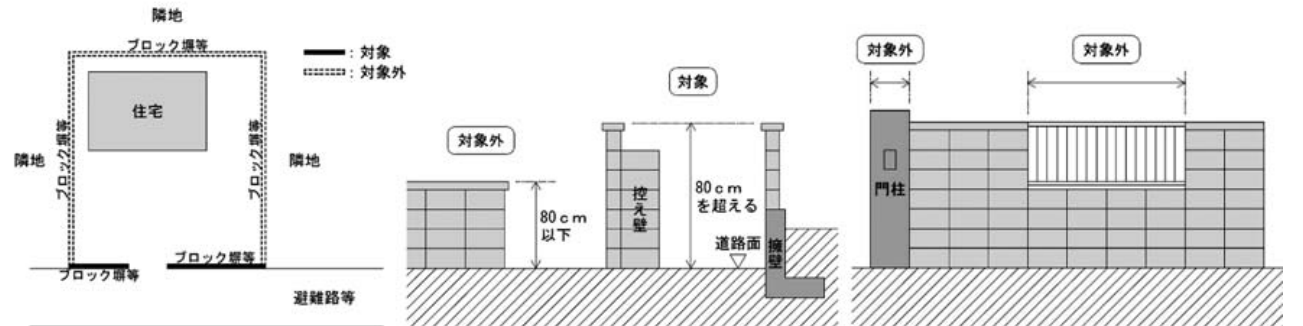
危険ブロック塀等の撤去費用の一部を補助します

町では、地震発生時における危険なブロック塀等の倒壊を未然に防止し、通行者の安全を確保するために、避難路等に面するブロック塀等を解体する費用の一部を補助しています。

▶対象となるもの（次の条件を全て満たすもの）

- ・避難路等※に面したものであること ・令和7年12月末までに工事が完了すること
- ・危険ブロック塀等に該当すること（道路面からの高さが80cmを超える組積造又はコンクリートブロック塀で、町による事前調査で危険と判断されたもの）

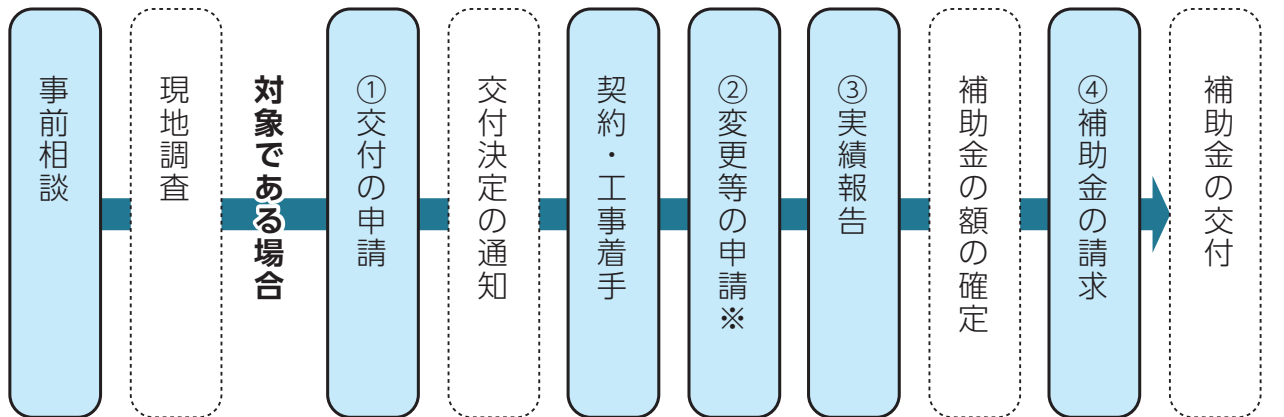
※「避難路等」とは、茨城町地域防災計画に定める**緊急輸送道路**または**通学路**を指します。



▶補助金額（下記のうちいずれか低い額で最大10万円）

- (1)補助対象経費の3分の2
- (2)撤去するブロック塀等の延長 (m) × 15,000円 × 3分の2

▶手続きの流れ



※変更等の申請は、申請内容に変更があった場合のみ。

■：申請者が行う手続き
□：町が行う手続き

▶申請方法

町ホームページからダウンロード、または都市整備課の窓口で配布する申請書に必要事項を記載し、町都市整備課の窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市整備課(1階 10番窓口)までお問い合わせください。

▶申請期間

令和7年6月2日(月)から8月29日(金)まで
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分 ※土・日・祝日を除く

▶補助件数

3件(先着順となります)

【申込受付・問合せ先】

茨城町役場 1階 都市整備課 (10番窓口) 住宅・営繕グループ ☎ 029-240-7116